

山歩の会 会則

(2023年12月20日改訂)

「目的、名称」

第1条 当会は山を通じて、会員相互の親睦を図ることを目的として結成されたサークルで、その名称を《山歩の会》とする。

「役員、役員会」

第2条 会の運営にあたるため下記の役員をおく。なお、同一人が2つ以上の役を兼ねることができるものとし、この人数は必要に応じて増減できる。

名誉会長、会長、副会長、会計、会計監査、保険、記録、会報、山行リーダー、会場、会員募集、アルバム、ホームページ、新人担当、等

第3条 役員は総会で決定する。その任期は1月から12月までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 役員会は原則として毎月1回開催し、山行計画等、会の運営に係る主たる事項を決定する。また、役員会を構成するのは第2条に規定した役員であり、役員は原則として役員会に出席しなければならない。

「会員、会費、会計期間、会友」

第5条 ①入会希望者は会則を承諾し、入会申込書の提出、所定の入会金、会費を納入し、手続きを行う事で会員になる事が出来る。

なお、入会希望者の家族も会則を承諾しているものとする。

②会員は入会時満70歳未満とする。

第6条 会員が会の秩序を著しく乱した場合、または6ヶ月以上会費を滞納した場合、役員会の決議により、退会したものとする。

第7条 会員は原則として同種の他の会に所属することができない。ただし、職場サークルを除く。

第8条 会費は年額6,000円とし、入会金は1,000円とする。

但し、会報のweb会員は会費を2,000円割り引く。

第9条 会費年額の内訳は、一般会計5,600円、遭難対策特別会計400円とする。

但し、遭難対策特別会計が100万円に達した時は、会費全額を一般会計とする。

第10条 会費は6ヶ月分または1年分前納を原則とする。また、中途退会の場合、前納された会費は返還しない。

第11条 会の運営上支障が生じた場合は、総会の承認を得て会費を臨時徴収する事ができる。

第12条 当会の会計期間は、その年の12月1日から始まり翌年の11月30日までとする。

第13条 会友制度を置く。

①退会後本人が希望し、役員会で認めた場合は会友とする。

②会友は会が主催する記念行事等に参加する事ができる。

「総会」

第 14 条 定期総会は 12 月に開き、役員改選、年間山行報告、会計報告、等を行う。

第 15 条 会長はその権限において臨時総会を開くことができる。

第 16 条 総会は、開催時の在籍会員の過半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

「例会」

第 17 条 例会は、毎月 1 回または 2 回開催する。

第 18 条 会員は、原則として例会に出席しなければならない。

「山行」

第 19 条 山行は月 1 回の本山行とその他山行を実施する。

第 20 条 本山行は、会員のアンケートを参考にして、役員会で決定する。

その他山行についても役員会で審議し決定する。

第 21 条 当会は原則として、岩登り、冬山（雪上技術を要する山）は行わない。

第 22 条 山行リーダーの義務

①各山行のリーダーは、山行前に山行計画を役員会に提出し、その承認を得て会報とホームページに掲載しなければならない。

②各山行のリーダーは、山行後、山行報告を会報とホームページに掲載するとともに例会で報告しなければならない。

③各山行リーダーは山行時の安全確保に最善の努力をしなければならない。

第 23 条 山行メンバーの義務

①山行に参加するメンバーは登山の危険性を十分認識し、事前に経験者の意見、自身の体力、体調等を判断して参加を決め、装備、山行中の行動について自分自身で管理する事が原則であり、山行中の事故は自己責任とする。

第 24 条 会及びリーダーの責任

会及びリーダーは山行中の事故においてその責任を負わない。

第 25 条 留守宅本部

①山行に当っては、留守宅本部を設置し、行き先を変更した場合には留守宅本部に連絡しなければならない。

②リーダーは下山後速やかに必要事項を留守宅本部に報告しなければならない。

③留守宅本部は基本的に会長宅とするが、会長参加山行の場合はリーダー会担当役員宅とする。

第 26 条 山岳保険

会員は原則として会所定の山岳保険に加入しなければならない。但し、同類の保険に加入済の場合はそのコピーを提出すればこの限りでない。

第 27 条 当会は原則として単独行を認めない。

「事故防止、遭難対策に関する規程」

第 28 条 山行中において発生した事故及び遭難については、別に定める「事故防止、遭難対策に関する規程」による。

「会報」

第 29 条 会報は、毎月 1 回発行し、会員に配付する。

第 30 条 前条の他に、役員会の承認を得て臨時の会報を発行することができる。

「山行時の自家用車、レンタカー使用に関する規程」

第 31 条 山行時の自家用車、レンタカー使用に関する規程は別に定める。

「個人情報保護取扱指針」

第 32 条 個人情報保護取扱指針は別に定める。

<付則>

第 1 条 一般会計の用途は、会場費、通信費、会報発行費、装備購入費、各役員の活動に要する費用、合宿、山歩祭等の補助（ただし会費に余裕がある場合に限る）慶弔費、その他 役員会で認めたものとする。

第 2 条 慶弔費の支出基準は次のとおりとする。

本人死亡の場合 5,000 円の現金

本人入院（会の山行中の傷病）の場合 3,000 円相当の見舞品

第 3 条 会報編集担当役員とホームページ担当役員はその年の会費の半額とする。

第 4 条 年間の山行リーダー回数が最も多かった者は、翌年の会費の半額を免除する。該当者が複数の場合は、免除額を均等割りにする。

以上